

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

時代は地球にやさしい「循環型社会」へ

建設リサイクルが創る21世紀



平成27年度改正

近畿建築行政会議

● はじめに - このパンフレットの目的 -

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」により、建築物の解体工事や新築工事などを行う場合には、コンクリート、アスファルトや木材等の廃棄物を分別しつつ施工し、再資源化等を行うことや、工事着手前に工事内容の届出を行うことなどが義務付けられています。

そこで、業務上建設工事に携わる建設業者や設計事務所の方などが、同法に基づき工事等を適正に行っていただくための参考として、このパンフレットを作成しました。

内容は、(1) 建設リサイクル法の必要性(2) 建設リサイクル法の概要(3) 書類の様式および記載例(4) 分別解体等工事の留意点、となっており、末尾には有害物質等の取り扱いに関する参考資料も添付しています。

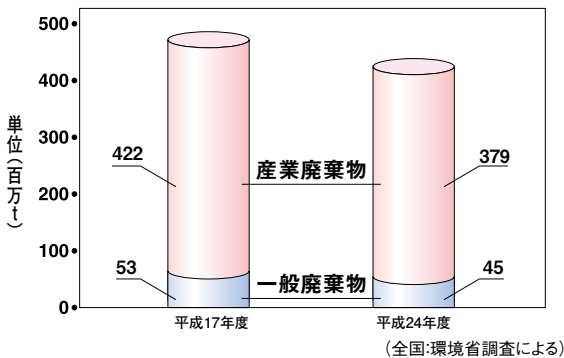
皆様の日々の業務を行っていくに当たり、是非ご活用ください。

なお、詳細については、裏表紙に掲載している建設リサイクル法各担当窓口にお問い合わせください。

(1) 建設リサイクル法の必要性

① 廃棄物とリサイクルの現状

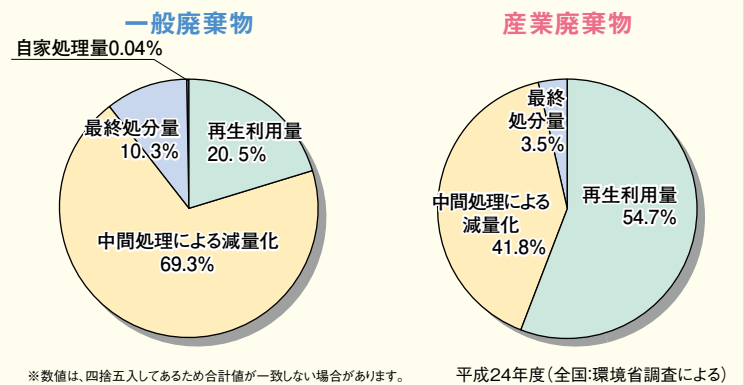
● 産業廃棄物・一般廃棄物の排出量の推移



廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に大別できます。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた約20種類のものをいい、それ以外のものを一般廃棄物と呼びます。

特に産業廃棄物の占める排出量の割合が高く、排出抑制と再資源化が課題となっています。

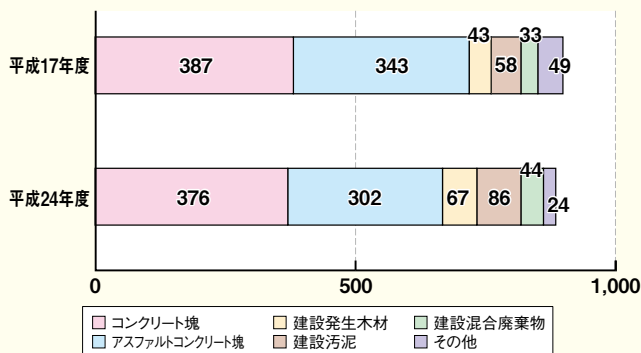
● リサイクルの現状



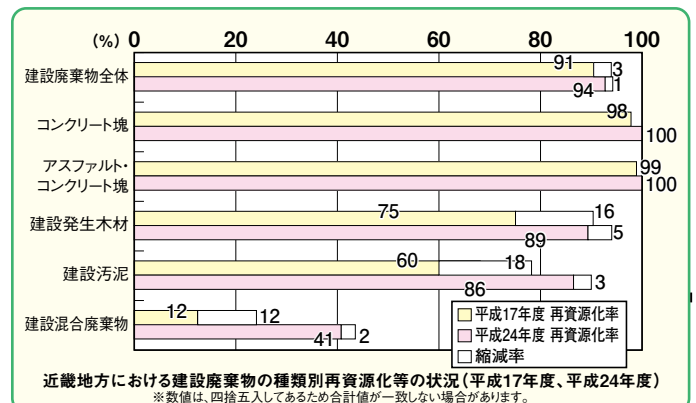
廃棄物の総排出量に対して再生利用されるリサイクル率は、一般廃棄物で約20%、産業廃棄物で約55%にとどまっています。大量生産・大量消費・大量廃棄の20世紀型社会から脱却し、21世紀の循環型社会を築くためには、リサイクルの取組みをより一層推進する必要があります。

② 建設リサイクルの現状

(出典:平成17、24年度 建設副産物実態調査結果:建設副産物対策近畿地方連絡協議会)



近畿地方における平成24年度の建設廃棄物の排出量は約899万トンで、平成17年度から約1.5%、14万トン減少しました。又、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率も、平成17年度より2%増加し95%と高い率を保っています。特に、コンクリート塊およびアスファルト・コンクリート塊の再資源化率は100%近い数字を記録しています。



今後は、建設発生木材の再資源化率の向上や、建設汚泥のリサイクル推進、リサイクルの難しい建設混合廃棄物の排出抑制のため分別解体の徹底が課題となります。

③ 分別解体・再資源化のイメージ

これまでは…

ミンチ解体

建築物を、分別解体せずに一気に壊してしまう「ミンチ解体」では、大量の混合廃棄物が発生します。

混合廃棄物

再資源化できるものとできないものをいったん混ぜてしまうと、再分別には大変手間がかかり、再資源化が難しくなってしまいます。

最終処分

そのため、結局はそのままで最終処分場へ運ばれることになります。コストが大きい最終処分を避けて、不法投棄する悪質な業者も跡を絶ちません。

貴重な資源が廃棄物に!



再資源化できるものまで廃棄物となってしまいます

不法投棄



毎年約千件・40万トンもの不法投棄! (全国)

処分場がない!



最終処分場の残余容量が逼迫しています

建設リサイクル法が施行されてからは…

分別解体

分別しながら解体することで、再資源化しやすくなります。

再資源化

原材料として利用不可能な廃棄物を除き、再生可能なものは再資源化します。

再利用

再資源化された建設副産物は再利用されます。こうして資源を循環させていくことができます。

再資源化を容易に!



壁・柱・梁・床・木材・コンクリートなど、分別しながら解体を進めています。

廃棄物が大幅減少!



危険物・有害物を除くほとんどの建設副産物は再資源化できるので、廃棄物を大幅に減少させることができます。

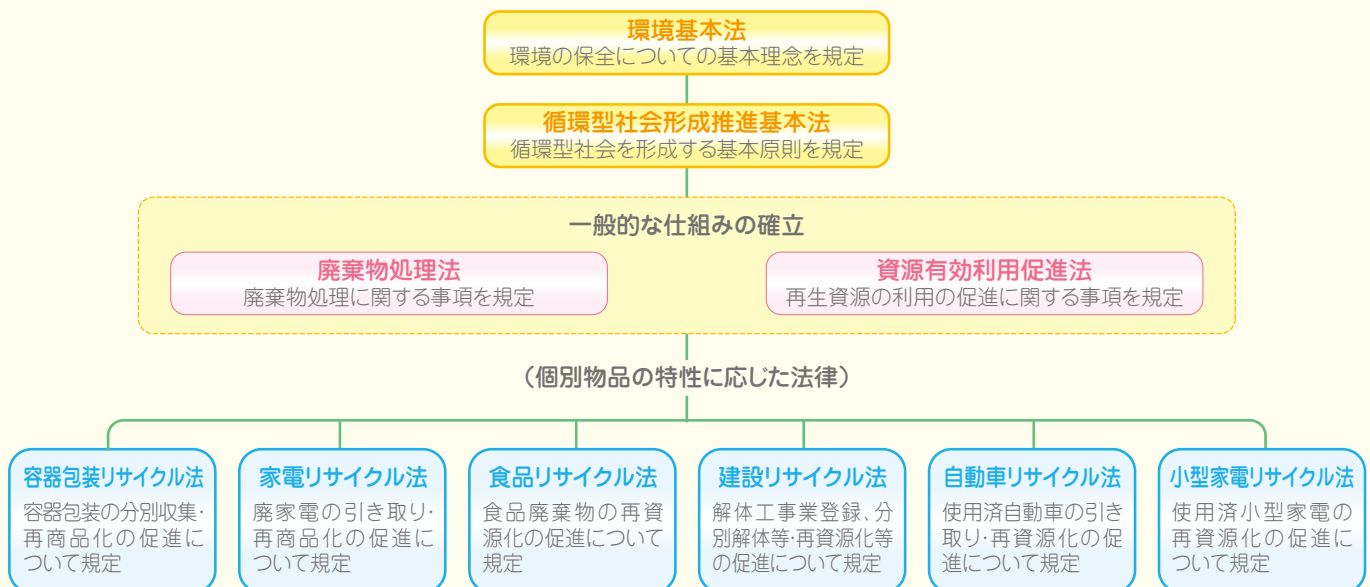
資源が循環!



木材チップを再生木質マルチング材として、法面の雑草防止に利用
私たちの身のまわりの様々なところで、再資源化された建設副産物が利用されています。

参考

●建設リサイクル法に関連する法律の体系の概要は、下記のとおりです。



※「環境基本法」および「循環型社会形成推進基本法」以外の法律は略称

●建設リサイクル法に関連する主なホームページを下記に掲載しますのでご活用ください。

- 国土交通省リサイクルホームページ
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>
- 建設副産物リサイクル広報推進会議ホームページ
<http://www.suishinkaigi.jp>
- 建設副産物対策近畿地方連絡協議会ホームページ
<http://www.kkr.mlit.go.jp/fukusan/>
- 環境省廃棄物・リサイクル対策ホームページ
<http://www.env.go.jp/recycle/index.html>

(2) 建設リサイクル法の概要

①法の対象となる建設工事について

特定建設資材を用いた建築物やその他の工作物の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事や土木工事等で、建設工事の規模が右表に該当する場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が適用される対象建設工事となり、工事着手の日の7日前までに届出を行うとともに、分別解体等と再資源化等を実施しなければなりません。

特定建設資材

- コンクリート
- コンクリートと鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
- 木材
- アスファルト・コンクリート

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）※1	請負代金の額 ※3 1億円以上
建築物以外の工作物に関する工事（宅地造成・擁壁工事などの土木工事等）※2	請負代金の額 ※3 500万円以上

※1 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※3 請負代金の額には消費税を含む

考え方のポイント

①建築物と建築物以外の工作物について

- 建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根および柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものも含みます）と、これに附属する門や塀などであり、建築設備も含みます（詳しくは、建築基準法第2条第1号で定義されています）。
- 建築物以外の工作物とは、道路・橋・トンネルなどのように土地等に定着する工作物で建築物以外のものであり、土木工作物、木材の加工や取付けによる工作物、コンクリート（ブロック）等による工作物、石材の加工や積方による工作物、形鋼・鋼板等の加工や組立てによる工作物、機械器具の組立て等による工作物やこれらに類するものなどが該当します。
- 上記から、
 - ・門や塀などは、建築物本体に附属している場合は建築物となりますが、附属していない場合は建築物以外の工作物として扱います。
 - ・建築設備は建築物に含まれるので、建築物本体の工事が対象建設工事であれば、建築設備に係る部分も対象建設工事となりますが、建築設備単独で行う工事については、修繕・模様替等工事として扱います。
 - ・基礎、基礎ぐいは、建築物の本体が既に解体されて相当の期間が経過した後に残っている場合は、建築物以外の工作物として扱いますが、建築物本体の解体工事と連続してあるいは短期間のうちに分離発注によって施工する場合は、建築物として扱います。

②建築物の解体工事について

- 建築物の解体工事とは、建築物のうち、構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいいます。構造耐力上主要な部分とは、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい等）、床版、屋根版又は横架材（はり等）で、建築物の自重、積載荷重、積雪荷重、地震等の震動・衝撃などを支えるものをいいます（詳しくは、建築基準法施行令第1条第3号で定義されています）。

③規模の基準について

- 複数の工種にまたがる工事の場合は、それぞれの工種単位の床面積の合計、請負代金の額で対象建設工事であるかどうかを判断します（建築物の解体工事と新築工事を行う場合や、造成（擁壁）工事と建築物の新築工事を行うなどの場合は、それぞれの工事ごとに対象かどうかを判断します）。
- 発注者が同一の受注者と契約する同一場所の工事の場合は、全体の工事規模で対象建設工事であるかどうかを判断します（同一地にある複数の建築物を解体する場合〈例：住宅と車庫・倉庫等〉、同一地に複数の建築物を新築する場合〈例：建売分譲住宅〉、同一路線上等で複数の箇所を一連の工事として行う場合〈例：道路補修工事、保線工事〉など）。
- 床面積の算定に当たっては、屋根つきカーポートも算定の対象となります。
- 工事現場に設けられる事務所等や住宅販売のモデルルーム等の仮設建築物についても、上記の基準に該当すれば対象建設工事となります。

④特定建設資材について

- 特定建設資材を使用する工事であれば、たとえ特定建設資材廃棄物（特定建設資材が廃棄物になったもの）がわずかしかが発生しない（あるいは全く発生しない）場合であっても、上記の規模の基準に該当する工事であれば対象建設工事となります。

②分別解体等、再資源化等について

建築物やその他の工作物（以下、「建築物等」という。）について、解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に施工しなければならず、建築物等の新築その他解体工事以外の建設工事（以下、「新築工事等」という。）の場合も、工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工しなければなりません（両工事とも、分別は当該工事現場にて行わなければなりません）。

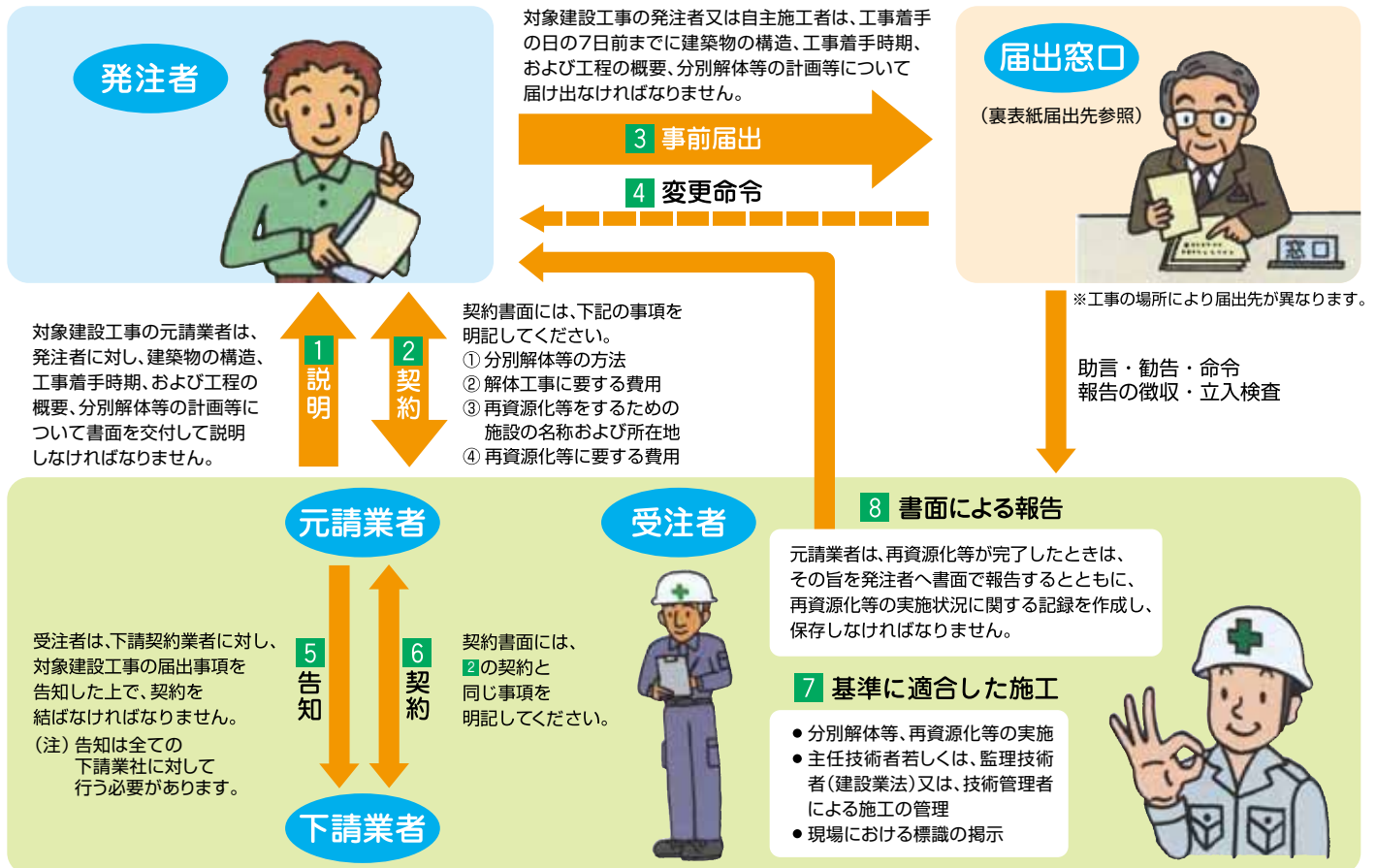
又、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物については、再資源化等を実施しなければなりません。

考え方のポイント

- 分別解体等とは、以下の行為とされています。
 - ① 建築物等の解体工事にあつては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - ② 新築工事等にあつては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
 - ③ ①②いずれの場合も工事現場から搬出するための積み込み作業までをいう。

③法に基づく義務等のフロー図

(書類の記載例については、5ページから10ページに掲載)



(イラスト等の出典：建設副産物リサイクル広報推進会議)

○変更届出等について

工事着手前に届出事項に変更が生じた場合は、工事着手の日の7日前までに、変更届出書を提出する必要があります。着工後に変更が生じた場合については変更届出の必要はありませんが、必要に応じて分別解体等の計画を変更しながら適正に工事を実施する必要があります。

工事の場所や種類が変わった場合や、元請業者が変更された場合など、工事の前提条件が変わった時は、改めて届出を行うことが必要です。

又、当初は対象建設工事ではなかったが、着工後に変更等により対象建設工事となった場合は、その時点ですみやかに届出を行う必要があります(工事を一時中断する必要はありません)。

④罰則について(主なものを抜粋)

違反内容	罰 則	違反内容	罰 則
解体工事業登録等なく工事を実施	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	分別解体等・再資源化等の方法の変更等の命令に従わない	50万円以下の罰金
事前届出なし	20万円以下の罰金	再資源化等の実施状況に関する記録等をしない	10万円以下の過料
届出等に係る変更命令に従わない	30万円以下の罰金	標識を掲示しない	10万円以下の過料
技術管理者を設置しない	20万円以下の罰金		

考え方のポイント

○再資源化等とは、再資源化および縮減をいいます。

○再資源化とは、以下の行為とされています。

- ① 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること(建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く)ができる状態にする行為
- ② 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの、又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

○縮減とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により、建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいいます。

○木材の場合は、ボード化に加え、ボード化を前提としたチップ化であれば原材料として利用できるので、再資源化を行ったことになり、又、熱回収を前提とした木材のチップ化も再資源化に含まれます(ただし、単なる焼却を前提にチップ化することは再資源化には当たりません)。

○又、特定建設資材廃棄物の再資源化等は、他の産業廃棄物の処理と同様に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」の適用を受けます。このため、再資源化等は、原則として対象建設工事の元請業者が自らの責任において行わなければならない、廃棄物処理法が定めている保管基準や処理基準はもとより、収集運搬や処理を委託する場合には委託基準(許可業者以外への処理委託の禁止、書面による契約締結など)が適用されるほか、マニフェストの交付・確認・保管義務などが課されています。

説明書(Ⅰ) ※参考様式

説明書

(発注者)様

平成 年 月 日

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)
(郵便番号 ー) 電話番号 ー
住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象
建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容

一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造

二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類

三 工事着手の時期及び工程の概要

四 分別解体等の計画

五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

4. 添付資料 (該当する事項の□欄に、「レ」を付すか「■」にすること。)

①別表 (別表 1 ～ 3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

□別表 1 (建築物に係る解体工事)

□別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

□別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料

□工程表

委任状(Ⅲ) ※参考様式

委任状

私は都合により

を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設
工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づく届出その他の手続きを委任します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 代理者の住所・連絡先

①住所

②連絡先 (昼間の連絡先)

○自宅・勤務先・携帯

電話番号 ー

(該当するものを○で囲む)

(勤務先の場合) 会社名

(勤務先の場合) 所属等

平成 年 月 日

住所

フリガナ

氏名

印

(3)書類の様式および記載例

(それぞれの表題のカッコ内の番号は、4ページに記載のフロー図に対応しています。)

届出に必要な書類

建築物の解体工事 の場合	建築物の新築工事等 (新築、増築、修繕、模様替え等) の場合	建築物以外の解体工事 又は新築工事等 (宅地造成、擁壁工事などの 土木工事等)の場合
・届出書 ・分別解体等計画書 (※別表1、7ページ参照) ・設計図又は写真 (建築物全体がよくわかるもの) ・付近見取り図 ・工程表 ・委任状(5ページ参照) (発注者又は自主施工者が届出の際は不要)	・届出書 ・分別解体等計画書 (※別表2、8ページ参照) ・設計図 ・付近見取り図 ・工程表 ・委任状(5ページ参照) (発注者又は自主施工者が届出の際は不要)	・届出書 ・分別解体等計画書 (※別表3、8ページ参照) ・設計図 ・付近見取り図 ・工程表 ・委任状(5ページ参照) (発注者又は自主施工者が届出の際は不要)

※分別解体等計画書は、対象建築工事の種類により様式が異なります。

※一般的な必要書類は上記のとおりですが、具体的な種類・部数等については、各届出窓口に直接問い合せるか、届出窓口のホームページをご確認ください(届出先・問い合わせ先一覧は裏表紙に掲載)。

※工事が複数の特定行政庁(建築主事を置く地方公共団体)の区域にまたがる場合は、全ての特定行政庁に対して提出する必要があります。

届出書作成の留意点

- 届出日は実際に届出窓口に提出する日を記入します。
- 提出者は工事の発注者又は自主施工者であり、元請業者や下請業者ではありません。
- 「請負・自主施工の別」について、自主施工に該当するのは、事業主が自身で工事を行う場合です。元請業者等は自主施工者ではなく、工事の一部を他社に請け負わせる場合も自主施工には該当しません。
- 解体工事登録により工事を行う場合は、施工場所の都道府県での登録を行っていないければ工事を行うことができません。
- 「3.」の説明を受けた年月日は、元請業者から発注者に対して、国の説明書(P.5)により説明を行った日を記入します。

(様式第一号) (A4)

届 出 書

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 近畿建設株式会社 代表取締役 岡田 正人

〒 530-0530 郵便番号 530-0530 電話番号 00-0530-0530

住所 〒530-0530 大阪市東淀川区西中島1-10-1 (郵便番号) 530-0540 電話番号 00-0540-0540

住所 〒530-0540 大阪市東淀川区西中島1-10-1

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 近畿建設株式会社

②工事の場所 〒530-0530 大阪市東淀川区西中島1-10-1

③工事の種類及び規模 解体 住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 120 m²

☒ 建築物に係る解体工事 用途 住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 120 m²

☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 120 m²

☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 住宅、階数 2、請負代金 万円

☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円

④請負・自主施工の別 ☒ 請負 ☐ 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

法人 近畿建設株式会社 代表取締役 岡田 正人

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 近畿建設株式会社 代表取締役 岡田 正人

②住所 〒530-0530 大阪市東淀川区西中島1-10-1

③許可番号(登録番号) 近畿建設株式会社

建設業許可 国土交通 大臣 国土交通 第 00000 号 (建築 工事)

主任技術者(監理技術者)氏名 本橋 知事 号 知事

☐ 解体工事業者の場合

解体工事業者氏名 知事 号 知事

技術管理者氏名 知事 号 知事

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 28 年 3 月 00 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

5. 工程の概要

別表のとおり

(工事費目平定目) 平成 28 年 4 月 00 日

(工事完了予定日) 平成 28 年 4 月 00 日

(注意)

1. 記載欄には、該当箇所には「/」を付すこと。

2. 記載欄に代えて、署名することである。

3. 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明図と写真を添付すること。

※受付番号 近畿建設株式会社

※別表は特定行政庁によっては、実情に応じ一部改定していることもある。各届出窓口に直接問い合わせるか、届出窓口のホームページをご確認ください。

●別表1作成の留意点(別表2、別表3の該当部分も含みます)

○「作業場所」については、分別解体等ができる場所が確保されているかに留意して記入します。

○「残存物品」については、家電製品、タンス、変電施設などの有無について記入します。残存物品は、工事着手までに発注者又は自主施工者が関係法令に従い適切に処理しなければなりません。

○「特定建設資材への付着物」については、吹付けアスベスト等の有無
および事前措置の内容について記入します。

○「その他」については、特に留意すべき事項(PCB等の有害物の有無等)および事前措置の内容について記入します。

○「建築設備・内装材等」や「屋根ふき材」の解体工事は、手作業が原則です。

○「建築物に用いられた建設資材の量の見込み」については、特定建設資材を含む全ての量の見込みを記入します。

●別表2、別表3作成の留意点

○「廃棄物発生見込量」については、「量の見込み」欄は発生量見込みのみを記入しますが、「種類」欄と「使用する部分又は発生が見込まれる部分」欄は、発生が見込まれる部分と使用する部分の全てをチェックします。

別表1

(A4) 建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造	☒ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他() 築年数 30 年、棟数 1 棟 その他()
建築物の状況	周辺状況 □学校 ☒ 病院 □その他() 軌道境界との最短距離 約 1 m その他() 住宅密集地
建築物に関する調査の結果	建築物に関する調査の結果 作業場所 □十分 □不十分 その他() 隣地の使用必要 障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約 4 m 通字路 □有 □無 その他() 大型車交通不可 ☒ 有 (エアコン) ☐ 無 ☐ 有 () ☒ 無
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	近隣対策及び諸官庁届出済 先行除去後、解体工事に着手する
特定建設資材への付着物	有害物質有り(○○○○○)
その他	
工事	①建築設備・内表材等 ②屋根ふき材 ③外表材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他()
工事の工程の順序	①→②→③→④の順序 ①の上の工程における①→②→③→④の順序 ☒ 内表材に木材が含まれる場合
建築物に用いた建設資材の見込み	40 トン
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	コンクリート塊 25 トン アスファルト・コンクリート塊 トン ☒ 建設発生木材 10 トン
発生量	発生が見込まれる部分(注) ☐ ① ☐ ② ☒ ③ ☒ ④ ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ① ☒ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
備考	(注) ①建築設備・内表材等 ②屋根ふき材 ③基礎・基礎ぐい ④その他の

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

(A4)
建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類	コンクリート ☒ アスファルト・コンクリート ☒ 木材		
建築物の状況	築年数 年、棟数 棟	その他 ()	
建築物に関する調査の結果	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 (幼稚園)	()
	敷地境界との最短距離 約 2 m	敷地境界との最短距離 約 3 m	
	その他 (幹線道路(国道)沿い、交通量多い)	その他 ()	
	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	道路使用許可を取得
	作業場所	作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分	
	その他 ()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	撤去物 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 未調査 ☐ 無	前面道路の幅員 約 12 m	敷設板設置により工事用道路の確保 交通整理員の常駐
	搬出経路	通学路 ☒ 有 ☐ 無	
	その他 (大型車交通可能)		
	特定建設資材への置き場(解体・模様替工事のみ)	有 ☐ 無 ☐ 未調査 ☐ 無	
その他	無し		
工程	作業内容		
①造成等	造成等の工事 ☒ 有 ☐ 無		
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無		
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無		
④屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無		
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無		
⑥その他(仮設)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無		
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
	コンクリート塊	20 トン	☐ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④
	アスファルト・コンクリート塊	2 トン	☐ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④
	建設発生木材	10 トン	☐ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

(A4)
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の種類(解体工事のみ)	鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()		
工事の種類	新築工事 ☐ 増築・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☒ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
使用する特定建設資材の種類(新築・増築・修繕工事のみ)	コンクリート ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材 ☐ その他 ()		
工作物の状況	築年数 年	その他 ()	
工作物に関する調査の結果	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 ()	()
	敷地境界との最短距離 約 3 m	敷地境界との最短距離 約 3 m	
	その他 (幹線道路(市道)上での工事、交通量多い)	その他 ()	
	工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分	道路占有許可可決、道路使用許可可決
	その他 (現道上における工事)		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	撤去物 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 未調査 ☐ 無	前面道路の幅員 約 12 m	交通整理員の常駐
	搬出経路	通学路 ☒ 有 ☐ 無	
	その他 (現道上のため支障無し)		
	特定建設資材への置き場(解体・模様替工事のみ)	有 ☐ 無 ☐ 未調査 ☐ 無	
その他	無し		
工程	作業内容		
①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無		
②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無		
③基礎	基礎工事 ☒ 有 ☐ 無		
④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無		
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無		
⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無		
工事の工程の順序(解体工事のみ)	□上の工程における⑤→①→③の順序 ()		
	□その他 ()		
	□その他の場合の理由 ()		
工作物に用いれた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
	コンクリート塊	10 トン	☐ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④
	アスファルト・コンクリート塊	230 トン	☐ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④
	建設発生木材	トン	☐ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

告知書

(下請負人)

様

平成 年 月 日

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____

3. 告知内容

- ー 解体工事である場合には、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合には、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合には、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

4. 添付資料 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

①別表 (別表1~3のいずれかに必要事項を記載したもの)

□別表1 (建築物に係る解体工事)

□別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

□別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料

□工程表

再資源化等報告書

(発注者)

様

平成 年 月 日

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを、報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円
(受注者の見積金額) (消費税及び地方消費税を含む)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合に提出が必要

□再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

□再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

(建築物に係る解体工事の場合)

工 程 名	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工 程 一 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 出作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(受注者の見積金額)

円(消費税及び地方消費税を含む)

(書ききれない場合は別紙に記載)

[illegible]

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

(4) 分別解体等工事の留意点

① 施工時の留意点

ここでは施工時の留意点について、木造住宅の解体工事を例にとり木造住宅解体の原則的な工法である、手作業および手作業・機械作業併用分別解体の事例を以下に紹介します。

(なお、家電および家財道具については、工事着手前に発注者が搬出しておかなければなりません)

(出典:「建築系廃棄物再資源化等技術マニュアル」 茨城県土木部検査指導課発行)



写真 流し台の撤去

1. 設備機器の撤去

電気器具、洗面台、流し台、衛生陶器、浴槽の設備機器を撤去する。エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品はリサイクルが義務づけられており、消費者および事業者は適切に処理することが求められている。エアコンの撤去はフロンが放出しないよう専門業者の取外しが望ましい。



写真 畳の撤去

2. 建具等・畳の撤去

建具・襖・畳・サッシを外す。ガラス類は別に処理する。畳・襖を現場に積み置く場合はシート等で養生する。



写真 石膏ボードの撤去

3. 内装材の撤去

木材の適切な分別を確保するため、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材(木材が廃棄物となったものの分別に支障となるものに限る)をあらかじめ取り外してから木材を取外す。



写真 瓦降ろし

4. 屋根ふき材の撤去

屋根ふき材の事前撤去が分別解体の成否の鍵である。解体中の瓦の飛散防止や建物上部の重量を軽減し主要構造部材にかかる荷重を減らすことができる。3m以上の高所ではシュート等の補助具を使用し飛散防止をはかる。石綿スレート板等の非飛散性アスベスト含有建材は取り扱いに注意する。



写真 屋根の解体

5. 屋根の解体

十分な高さの重機作業範囲が確保できない場合は、屋根下地、小屋組材まで手こわしする。小型の機械や無理な体勢で解体すると解体材の飛散や倒壊・座屈の原因になる。



写真 桁側からの解体

6.主要構造部材の解体(1)

この段階から機械による解体となる。ベースマシンに解体用アタッチメントを装着し主要構造部材の解体をする。解体建物の位置や作業箇所から判断して、妻側からか、又は桁側から解体するか選択する。



写真 2階妻側からの解体

7.主要構造部材の解体(2)

機械解体による場合、妻側方向からの解体が梁材を確実に掴めるので有効である。解体した木くずは他の廃棄物が混入しないように手作業で仕分ける。分別作業場所の確保が重要である。



写真 2階妻側からの解体

8.主要構造部材の解体(3)

おおむね屋根、小屋組、梁、柱・外壁の順に主要構造部材を解体する。解体・分別・積み込み作業を1スパンごとに繰り返す。



写真 1階妻側からの解体

9.主要構造部材の解体(4)

最終部分の解体はL字型またはコの字型に残し、転倒防止を図る。



写真 1階桁側の解体

10.主要構造部材の解体(5)

最終部分の外壁は建物内部に十分抱え込むように倒込む。倒込む部分の長さは構造や機械の能力を考慮する。



写真 基礎の解体

11.基礎の解体

木造構築物の基礎には布基礎が一般的で無筋、有筋コンクリートに大別される。無筋コンクリート布基礎は木造解体で使用したベースマシンで十分である。有筋コンクリート布基礎は圧砕機で小割して鉄筋を分離する。破碎したコンクリートは再資源化施設へ搬入する。



写真 整地

12.整地

発生材の搬出後、敷地内の不陸を調整し整地する。必要に応じて客土、埋戻し整地する。

13. その他(有害物質等の適正処理)
建築物等には、多種多様な有害物質等が使用されている可能性がありますので、解体・改修工事等を行う場合は、次々ページの参考資料「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」をよく読んでから施工してください。

(4) 分別解体等工事の留意点

② 建築物等の解体工事の実施には、元請業者、下請業者にかかわらず、建設業許可が解体工事業登録が必要です

次の建設業許可をお持ちですか？

- 土木工事業 ○とび・土工工事業
- 建築工事業 ○解体工事業※

YES

今お持ちの許可で解体工事を実施できます
(登録は不要です)



YES

500万円以上の建設工事(建築一式工事の場合は1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上)を請け負いますか？

NO

NO

登録が必要です。

●左記の建設業許可を受けておらずに500万円未満の解体工事を請け負う場合、解体工事業の登録が必要です。

●解体工事業の登録は、工事を行う都道府県ごとに行ってください。その際、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 不適格要件に該当しないこと
- ② 技術管理者を選任していること

※建設業法等の一部を改正する法律により建設業許可業者に「解体工事業」が新設されます。(平成28年6月1日施行)

③ 分別解体の工事は以下の手順で行います

(新築工事等の場合も、以下の手順のうち該当する項目について実施します)

①対象建築物等に関する調査の実施	②分別解体等の計画策定	③工事着手前に講じる措置の実施
対象となる建築物等、その周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品の有無、吹付け石綿等特定建設資材に付着したものの有無等の調査を行います。 (注：石綿＝アスベスト)	次の事項を内容とする計画を策定します。 ①対象建築物等の構造 ②対象建築物等に関する調査および工事着手前に講じる措置 ③工事の工程の順序および工程ごとの作業内容と分別解体等の方法 ④対象建築物等に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込みおよびその発生が見込まれる場所 ⑤吹付け石綿の除去その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置	工事の実施の前に騒音、振動等の防止のための措置、作業場所および搬出経路の確保等を図ります。また、残存物品、特に家電リサイクル法の対象物について、発注者が事前に搬出を行ったか確認します。

●参考法令

○騒音規制法および振動規制法

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、同作業の開始の日の7日前までに特定建設作業実施届出書などを所轄する部局等に提出しなければなりません(特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であり、騒音規制法施行令や振動規制法施行令により規定されています)。詳しくは、工事場所を所轄する部局等にお問い合わせください。

○有害物質等の取り扱いに関する法令については、次項以降の参考資料中に記載されています。

④ 工事現場では、下記のいずれかの標識を掲示しなければなりません

※下請業者が工事を行っているときは、元請業者・下請業者の両方の標識掲示が必要です。

建設業の許可を受けた建設業者(建設業法)

解体工事業の登録を受けた建設業者の場合(建設リサイクル法)

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 許可() 第 号
許可年月日	

解体工事業登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合は代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

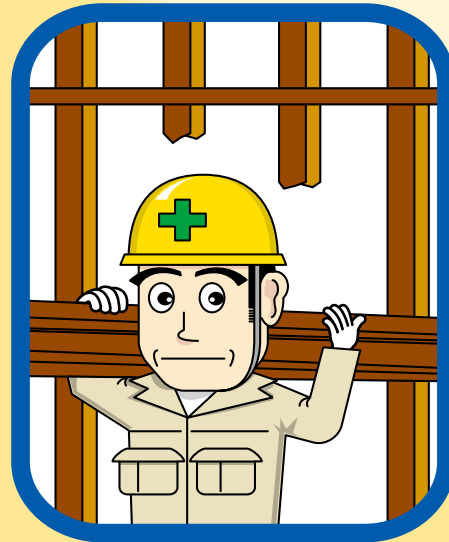
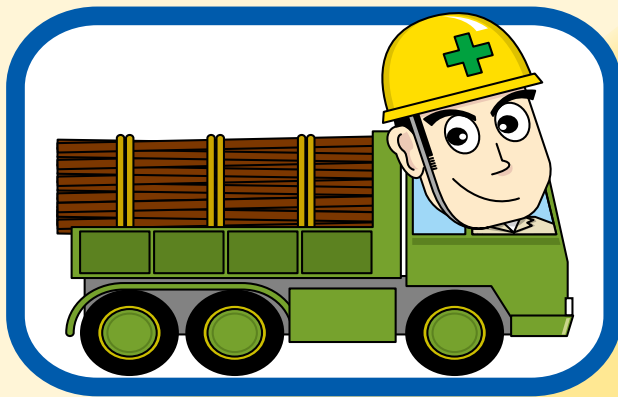
備考：技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

記載要領

- 1「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハまたは法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6「国土交通大臣」「知事」については、不要のものを消すこと。

この参考資料は、2014年7月に建設副産物リサイクル広報推進会議で発行された「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取り扱い」パンフレットを、近畿建築行政会議において、内容の変更等を行っています。

建築物の解体等に伴う 有害物質等の適切な取扱い



建設副産物リサイクル広報推進会議

●法律の条文等についてはm、国土交通省HP（リサイクルホームページ）を
ご覧下さい。
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/asbest/index.html>

編集・発行：建設副産物リサイクル広報推進会議
<http://www.suishinkaigi.jp/>
事務局（一財）先端建設技術センター企画部 Tel.03-3942-3991

建設副産物リサイクル広報推進会議とは

建設副産物リサイクル広報推進会議は、国土交通省、都道府県、政令市等から構成される各地方建設副産物対策連絡協議会や建設業団体など、関係機関が一体となって建設副産物のリサイクルに関する普及啓発活動を推進するため、平成4年5月に設立された団体です。

概要

建築物の解体等(改修)に伴う有害物質等の適切な取扱いパンフレット

建築物等には、多種多様の有害物質等が使用されている可能性があります。解体・改修工事等においてはこれらの有害物質等を適切に処理することが必要となります。このパンフレットは、建築物等に**有害物質等が使用されている場合の確認方法・処理方法等について紹介**しています。解体・改修工事等における事前調査・事前措置の際に利用してください。

<建設リサイクル法^{※1}により元請業者の事前調査・事前措置が義務付けられています>

※1 正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

建設リサイクル法では、対象建設工事^{※2}においてはP2のフローに示す手順で解体・改修工事等を実施することとされています。

又、事前調査・事前措置においては、下記の事項を確認又は措置しなければなりません。

※2 対象建設工事：対象建設工事は次の①、②の条件を満たす工事

- ① 特定建設資材^{注1)}を用いた建築物等に係る解体工事又は
はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等
- ② その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準^{注2)}以上のもの

注1) 特定建設資材

コンクリート

アスファルト・コンクリート

コンクリート及び鉄から成る建設資材

木材

注2) 対象建設工事の規模の基準

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80 m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等) ※1	請負代金の額 ※3 1億円以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等) ※2	請負代金の額 ※3 500万円以上

※1 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※3 請負代金の額には消費税を含む

—事前調査による確認事項—

- ① 対象建築物等の周辺の状況
- ② 分別解体等をするために必要な作業を行う場所
- ③ 廃棄物その他のものの搬出経路
- ④ 残存物品の有無
- ⑤ 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの
- ⑥ その他対象建築物等に関する調査
(以下「その他の調査」という。)

—事前措置の内容—

- ① 作業場所および搬出経路の確保
- ② 残存物品の搬出の確認
- ③ 付着物の除去
- ④ その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置(以下「その他の措置」という。)

残存物品はそれまでの使用者(通常解体工事の発注者)の処理責任となりますので、解体工事に先立ち搬出・処理されていることを確認します。

付着物等には、吹付け石綿等の有害物質等を含め右表(P.2<付着物等の例>参照)のようなものがあります。

その他の調査及びその他の措置として、付着物以外の有害物質等の事前調査・事前措置が必要です。

<有害物質等は、各種の法律により取扱い等が規制されています>

それぞれの有害物質等には、下記のような法律が適用されます。これらの法律も遵守して事前調査・事前措置・施工・廃棄物処理することが必要となります。

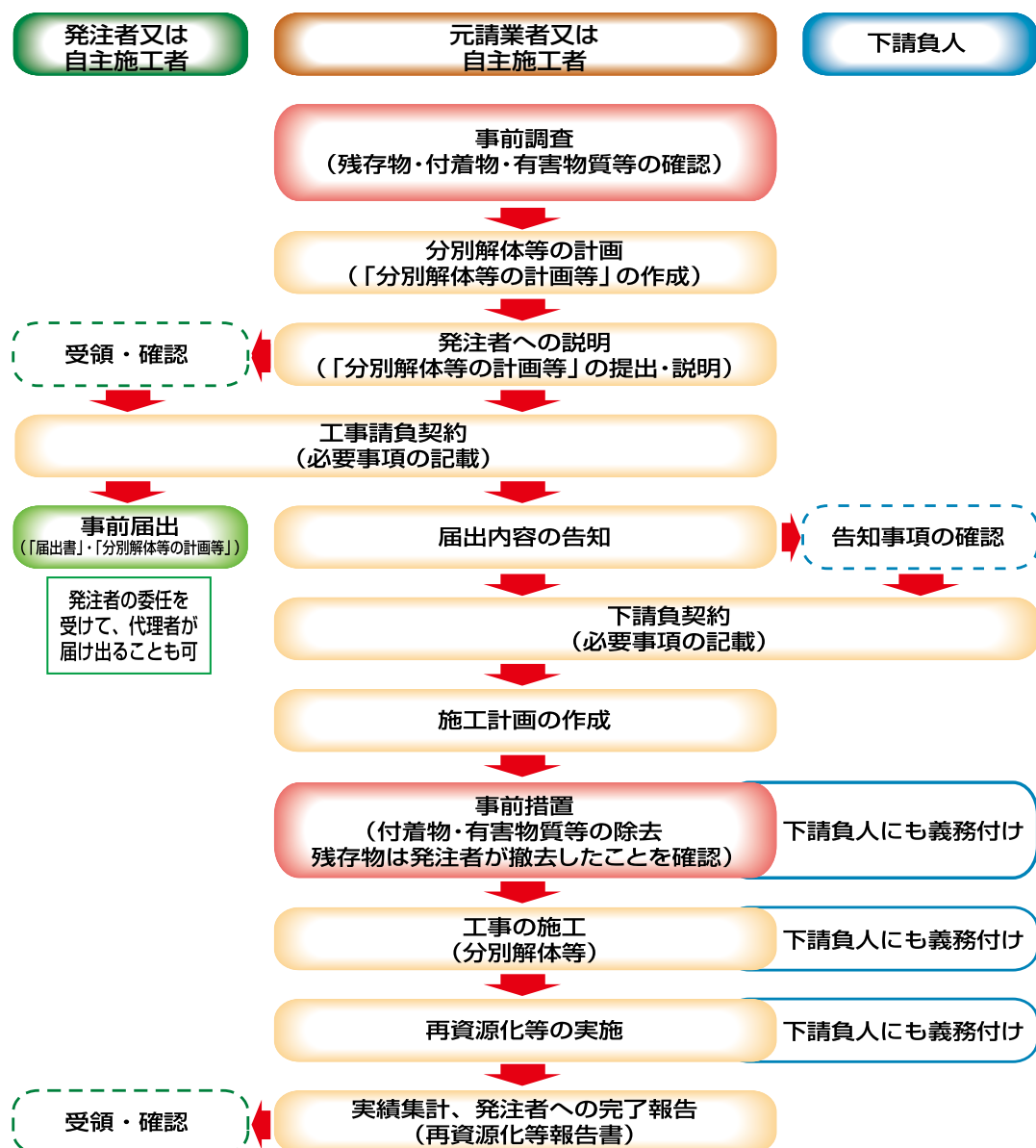
※病院や研究所等で、放射性廃棄物や、感染性廃棄物が発生することがあります。これらの廃棄物の大半は、一般には残存物品であり、発注者が処理すべきものです。

- ・アスベスト関連：労働安全衛生法／石綿障害予防規則・大気汚染防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)・都道府県等条例
- ・PCB関連：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB廃棄物特別措置法)・廃棄物処理法
- ・フロン類：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法)
- ・特定家電：家電リサイクル法・廃棄物処理法
- ・その他：廃棄物処理法

注) () 内は、略称

(参考資料)

<建設リサイクル法によるフロー>



<付着物・有害物質等の例>

	特定建設資材の付着物(※1)	事前措置が必要なもの	分別解体等が必要なもの
石綿	飛散性 (特別管理産業廃棄物「廃石綿等」)	吹付け石綿(レベル1) 石綿含有吹付けロックウール(レベル1) 石綿含有煙突断熱材(レベル2)	石綿含有珪酸カルシウム板 (2種)(耐火被覆板)(レベル2) 配管保温材(レベル2)
	非飛散性 (石綿含有産業廃棄物)	ビニール床タイル	石綿セメント板(※2) 石綿含有珪酸カルシウム板 押出成形セメント板 住宅屋根用石綿セメント板 住宅外壁用石綿セメント板
その他の付着物	吹付けロックウール バーライト吹付け 打込み木毛セメント板 打込み木片セメント板 打込み発泡ポリスチレン板 吹付け発泡ウレタン		
その他		PCB含有物(廃PCB・PCB汚染物を含むもの) 冷凍機冷媒フロン 冷凍機冷媒臭化リチウム 蓄電池 蛍光灯	屋根ふき材 畳 珪素・カドミウム含有石膏ボード その他の内装材

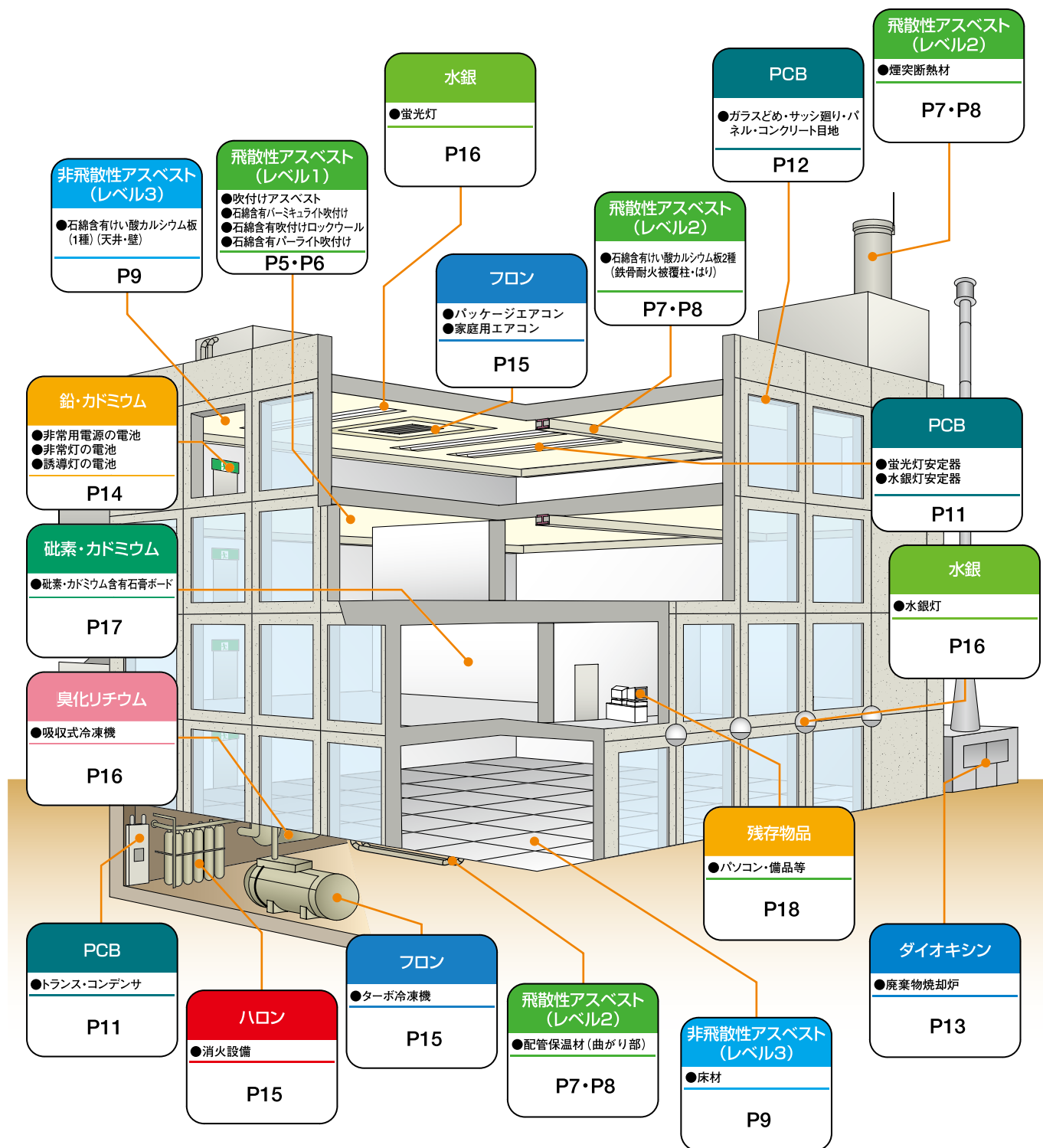
(※1) 建設リサイクル法で事前除去が義務付けされている付着物

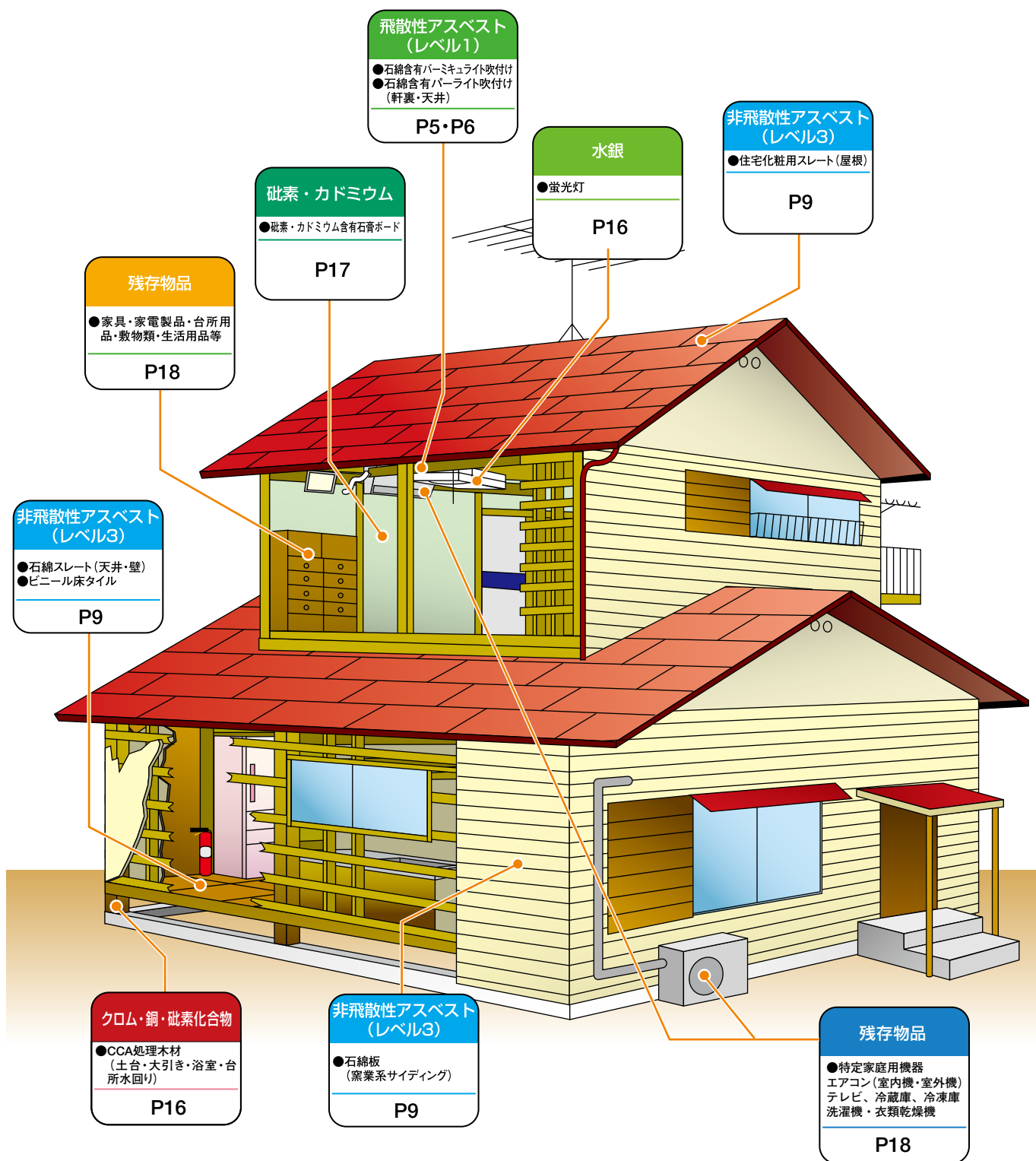
(※2) 解体・改修工事等により飛散するおそれがある場合は事前措置が必要

(参考資料)

目次

建築物（コンクリート造・木造）の解体・改修時に、特に注意して頂きたい有害物質等を含む建材等の主な使用箇所、およびその解説ページを枠内に示しましたので、ご参照下さい。





石綿含有吹付け材 【レベル1】



耐火被覆用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（S造の柱・梁等）



吸音用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（天井・壁等）



断熱用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール
（折版屋根裏、デッキプレート床裏、階段裏・庇裏等の断熱）



結露防止用の石綿含有パーミキュライト吹付け・パーライト吹付け（天井・壁等の結露防止）



結露防止用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール
（カーテンウォール裏等の結露防止）



出典：建設業労働災害防止協会「建築物の解体等工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル」

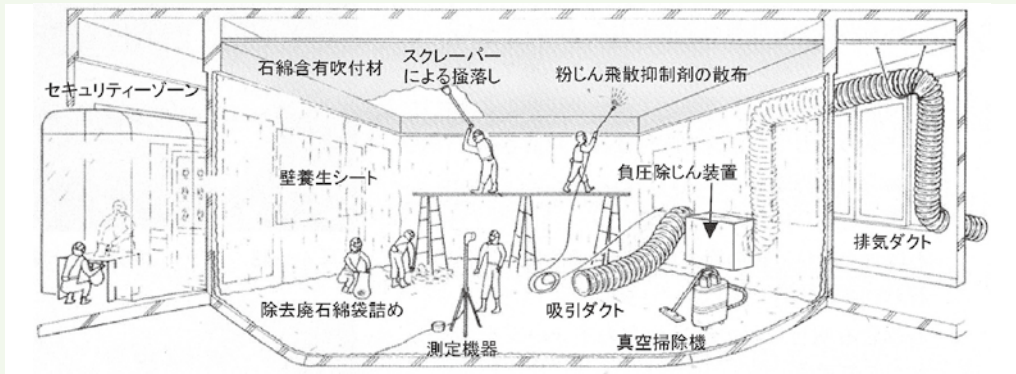


図 石綿含有吹付け材除去作業概念図（足場板はゴムバンド結束）

呼吸用保護具、保護衣、
保護手袋、靴カバー等着用



アスベスト廃棄物の二重袋詰

確認方法

石綿含有製品の使用箇所（労働安全衛生法（石綿障害予防規則）、大気汚染防止法で事業者により事前調査を義務付け）
石綿の使用の有無は、建材名および製造時期（P.10を参照）並びに目視、設計図書等により調査し、判断できない
場合については、サンプリングをして分析することを義務付け（分析方法 JISA1481による）

適用される法令と主な規制内容

労働安全衛生法：事前調査（石綿障害予防規則第3条）・作業計画の作成（石綿障害予防規則第4条）・工事計画届
（石綿障害予防規則）（労働安全衛生法第88条）・作業届（石綿障害予防規則第5条：労働安全衛生法第88条の工事
計画届を行う場合を除く。）

前室設置の際の洗身室と更衣室の併設及び負圧状況の点検、集じん・排気装置の排気口からの
石綿漏えい点検（石綿障害予防規則第6条）

石綿作業主任者の選任・作業員への特別教育・除去作業場所の隔離・電動ファン付呼吸用保護具
（又はこれと同等以上の性能を有するもの）の使用等、発じんを防ぎ有効な暴露防止措置

大気汚染防止法：事前調査・特定粉じん排出等作業の実施の届出（対象：吹付け石綿等の石綿含有建材の除去、
封じ込め、囲い込み／届出者は発注者）

廃棄物処理法：「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置（都道府県等により届出必要）

都道府県等条例・要綱：上記以外にも届出等が義務付けられていることもある

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物の調査および事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合
には届出必要

主な措置内容

〈解体時〉立入禁止・看板等の設置・プラスチックシートによる隔離養生、負圧除じん、セキュリティゾーンの設置・
湿潤化・作業員は保護衣、電動ファン付呼吸用保護具（又はこれと同等以上の性能を有するもの）を使用
掲示（建築物等の解体等の作業に関するお知らせ：P.10事前調査結果の掲示を参照）

〈処理時〉特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として処分

特別管理産業廃棄物の許可業者（収集運搬・処分）に処理委託

埋立処分の際は、あらかじめ固形化、薬剤による安定化の措置の後に、耐水性の材料で二重に梱包
（管理型最終処分場）

中間処理の場合は溶融固化処理又は無害化処理

養生用プラスチックシート、保護衣等も「廃石綿等」として処理

保温材・耐火被覆材・断熱材【レベル2】



石綿含有保温材（配管曲がり部）



石綿含有保温材（ボイラ外周部）



耐火被覆用石綿含有ケイ酸カルシウム板（2種）（S造の柱・梁）



煙突断熱材（ライニング）



屋根用折版断熱材（折版屋根裏）

煙突断熱材除去工法（例）



煙突上部及び灰出し口を隔離養生



乾式除去の専用機械

確認方法

石綿含有製品の使用箇所（労働安全衛生法(石綿障害予防規則)・大気汚染防止法で事業者に事前調査を義務付け）石綿の使用の有無は、建材および製造時期（P.10を参照）並びに目視、設計図書等により調査し、判断できない場合には、サンプリングをして分析することを義務付け（分析方法 JISA1481による）

適用される法令と主な規制内容

労働安全衛生法：事前調査（石綿障害予防規則第3条）・作業計画の作成（石綿障害予防規則第4条）・作業届（石綿障害予防規則第5条）

前室設置の際の洗身室と更衣室の併設及び負圧状況の点検、集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えい点検（石綿障害予防規則第6条）

石綿作業主任者の選任・作業員への特別教育・該当作業員以外の立入禁止・呼吸用保護具等の使用等発じんを防ぎ有効な暴露防止措置

大気汚染防止法：事前調査・特定粉じん排出等作業の実施の届出（対象：吹付け石綿等の石綿含有建材の除去、封じ込め、囲い込み／届出者は発注者）

かき落とし、破碎、切断により除去する場合は、隔離・負圧除じん等のばく露防止措置が必要

廃棄物処理法：「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置（都道府県等により届出必要）

都道府県等条例・要綱：上記以外にも届出が義務付けられていることもある

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他の調査およびその他の措置の対象に該当（付着物である場合には事前措置の対象）、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈解体時〉立入禁止・看板等の掲示（必要に応じてプラスチックシートによる隔離養生、負圧除じん、セキュリティゾーンの設置）・湿潤化・作業員は保護衣、呼吸用保護具を使用

掲示（建築物等の解体等の作業に関するお知らせ：P.10 事前調査結果の掲示を参照）

〈処理時〉特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として処分

特別管理産業廃棄物の許可業者（収集運搬・処分）に処理委託

埋立処分の際は、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化の措置の後に、耐水性の材料で二重に梱包（管理型最終処分場）

中間処理の場合は溶融固化処理又は無害化処理

養生用プラスチックシート、保護衣等も「廃石綿等」として処理

その他石綿含有建材（成形板等）【レベル3】



石綿スレート（屋根・外壁）



石綿含有ビニール床タイル（床）



石綿含有住宅化粧用スレート（屋根）



石綿板（窯業系サイディング）



石綿含有けい酸カルシウム板
石綿スレート（天井）

確認方法

石綿含有製品の使用箇所（労働安全衛生法（石綿障害予防規則）で事業者により事前調査を義務付け）
石綿の使用の有無は、建材および製造時期（P.10を参照）並びに目視、設計図書等により調査し、判断できない場合には、サンプリングをして分析することを義務付け（分析方法 JISA1481による）

適用される法令と主な規制内容

労働安全衛生法：事前調査（石綿障害予防規則第3条）・作業計画の作成（石綿障害予防規則第4条）
石綿作業主任者の選任・作業員への特別教育・関係者以外立入禁止・呼吸用保護具等の使用その他必要によりばく露防止措置
廃棄物処理法：「石綿含有産業廃棄物」としての取扱い
建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他の調査およびその他の措置の対象に該当（付着物である場合には事前措置の対象）、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈解体時〉立入禁止・看板等の掲示・撤去時、充分な湿潤化
原則として人力作業による取外し
作業員は保護マスク、作業衣（粉じん除去の容易な素材）・呼吸用保護具を使用
掲示（建築物等の解体等の作業に関するお知らせ：P.10 事前調査結果の掲示を参照）
〈処理時〉「石綿含有産業廃棄物（「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」または、「廃プラスチック類」）として処理
現場内で一時保管する時は：分別保管、シート等の飛散防止措置
処分方法は、安定型最終処分場で埋立て処分または熔融・無害化処理破碎許可しかない中間処理施設（熔融許可又は無害化認定を有していない）への処理委託禁止、処理委託契約書、manifestoの「廃棄物の種類」欄に「石綿含有産業廃棄物の有無」を明記

アスベスト含有建材と製造時期

建設業労働災害防止協会「建築物の解体等工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル」、
社団法人 日本石綿協会「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」(社)建築業協会による調査をもとに作成

	石綿障害予防規則区分	種類・(施工部位)	建材の種類(商品名・JIS規格)	製造時期
飛散性(特別管理産業廃棄物「廃石綿等」)	吹付け材 レベル1 (著しく発じんしやすい製品)	吹付け材	吹付け石綿(全商品)	～1975
			石綿含有吹付けロックウール(乾式・半湿式)	～1987
			湿式石綿含有吹付け材	～1989
			石綿含有パーライト吹付け	～1989
			石綿含有バーミキュライト吹付け	～1988
	保温材等 レベル2 (比重が小さく発じんしやすい製品)	耐火被覆材 (S造の梁・柱等)	石綿含有耐火被覆板	～1978
			石綿含有珪酸カルシウム板第2種	～1999
		断熱材	屋根用折版石綿断熱材	～1989
			煙突石綿断熱材	～2004
		保温材 (配管エルボ、ボイラー等)	石綿保温材(旧JIS A 9502)	1914～1980
			けいそう土保温材(旧JIS A 9503)	～1980
			パーライト保温材(旧JIS A 9512)	1961～1980
			石綿珪酸カルシウム保温材(旧JIS A 9510)	1951～1980
非飛散性(石綿含有産業廃棄物)	その他石綿含有建材(成形板等) レベル3 (発じん性の比較的低い製品)	内装材 (壁、天井)	スレートボード(全商品)	～2004
			珪酸カルシウム板第1種	～1997
			バルブセメント板	～2004
			スラグ石膏板	～2004
			押出成形品	～2004
		耐火間仕切り	石綿含有岩綿吸音板	1964～1987
			石綿含有石膏ボード	1970～1986
		床材	珪酸カルシウム板第1種	1960～2004
			ビニル床タイル	～1987
			フロア材	～1990
		外装材 (外壁、軒天)	押出成形品	～2004
			窯業系サイディング	～2004
			スラグ石膏板	～2004
			バルブセメント板	～2004
			押出成形セメント板	～2004
			スレートボード(全商品)	～2004
			スレート波板(全商品)	～2004
			珪酸カルシウム板第1種	～2004
		屋根材	住宅化粧用スレート	～2004
		煙突材	石綿セメント円筒	～2004

製造時期は、最も遅くまで製造していたものの年数を示しています。これに該当している時期においても製造により石綿を含有していないものもあります。

※作業で使用した器具、工具、足場等については、付着した石綿を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはいけません。

■建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

解体・改修工事の際、関係労働者や周辺住民に石綿ばく露防止対策などを知らせるために掲示

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿含有建材(レベル1、レベル2)の取扱いに注意してください。作業中は、石綿粉じんばく露防止対策を講じてください。作業終了後は、作業現場を清掃してください。

作業日時: 平成 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分

作業場所: 所在地: 番地 丁目 番 号

作業内容: 解体工事

作業責任者: 氏名 氏名

連絡先: 電話番号 携帯電話番号

レベル1、レベル2

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿含有建材(レベル3)の取扱いに注意してください。作業中は、石綿粉じんばく露防止対策を講じてください。作業終了後は、作業現場を清掃してください。

作業日時: 平成 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分

作業場所: 所在地: 番地 丁目 番 号

作業内容: 解体工事

作業責任者: 氏名 氏名

連絡先: 電話番号 携帯電話番号

レベル3

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿含有建材(レベルなし)の取扱いに注意してください。作業中は、石綿粉じんばく露防止対策を講じてください。作業終了後は、作業現場を清掃してください。

作業日時: 平成 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分

作業場所: 所在地: 番地 丁目 番 号

作業内容: 解体工事

作業責任者: 氏名 氏名

連絡先: 電話番号 携帯電話番号

石綿なし

参考となるマニュアル

- 既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(現在改訂中(一社)JATI協会)
- 新版建築物の解体・改修工事における石綿障害の予防(建設業労働災害防止協会)
- 新版建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設業労働災害防止協会)

参考となる資料

- 国土交通省のリサイクルホームページ 建築物の解体工事等に置ける参考資料(アスベスト等)
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/asbest/index.html>
- (1) 目で見えるアスベスト建材(第2版)【PDF】
- (2) アスベスト関係法令等ポスター【PDF】
- 石綿(アスベスト)含有建材データベース(国土交通省・経済産業省) <http://www.asbestos-database.jp/>
- 建築物石綿含有建材調査者の制度化(国土交通省) http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000420.html
- 厚生労働省のアスベスト対策関連パンフレット掲載のホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html

PCB (ポリ塩化ビフェニル)



蛍光灯安定器



トランス



コンデンサ

確認方法

蛍光灯安定器：ラピッドスタート形 (FLR) 40W2灯用および110Wが主、一般家庭用には無し

水銀灯安定器：1957～1972年製造品にPCB有

不明の場合、メーカー又は（一社）日本照明工業会に照会のこと

(TEL：03-3833-5747 URL：http://www.jlassn.or.jp)

トランス・コンデンサ：メーカー、（一社）日本電機工業会に確認 (TEL：03-3556-5885 URL：http://www.jema-net.or.jp)

又は、経済産業局・都道府県等廃棄物部局の登録簿で確認

適用される法令と主な規制内容

PCB廃棄物特別措置法：届出必要（保管、使用から保管への変更、保管場所の変更）

保管中の譲渡、譲受は禁止

電気事業法：PCB電気工作物の使用・使用変更・廃止・使用中中止などを所轄する産業保安監督部長に届出
都道府県等による要綱等：届出必要（使用中PCB製品発見、紛失、不明、事故等）

廃棄物処理法：適正保管、「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置（都道府県等により届出必要）

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査および事前措置の対象に該当、対象建設工事である
場合には届出必要

主な措置内容

P12に示す処理施設（日本環境安全事業(株) (JESCO)）で高濃度PCB廃棄物として処理するまでの間、建物所有者
が廃棄物処理法に基づき保管

保管基準：立ち入り禁止、看板設置（PCB廃棄物の明示）、漏洩防止措置

（PCB廃棄物特別措置法により2027年3月末までに処理しなくてはならない）

1957～1990年頃までに製造されたトランス・コンデンサ他の重電機器については、絶縁油に微量のPCBが混入し
ている可能性がある

➡ メーカーの不含証明を取得するか、分析の結果PCBの含有率が0.5mg/kg以下になっていることが確認できな
いかぎり、特別管理産業廃棄物として取扱う。このような濃度が0.5mg/kgを超える低濃度PCB廃棄物につい
ては、環境大臣が認定する無害化処理認定施設または県・市許可施設で処理

処理施設の一覧等（環境省）URL：http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html

PCB含有シーリング材



建築物の外壁等を構成するガラス、サッシ、パネルなどの目地に使用

確認方法

1972年以前に、施工された建築物の外壁等を構成するポリサルファイド系の目地材

〈第1次判定〉ポリサルファイド系のシーリング材か否か、日本シーリング材工業会でも判定可能

〈第2次判定〉ポリサルファイド系シーリング材にPCBが含まれているか、専門分析機関に依頼

適用される法令と主な規制内容

PCB廃棄物特別措置法・廃棄物処理法

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他の調査および事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

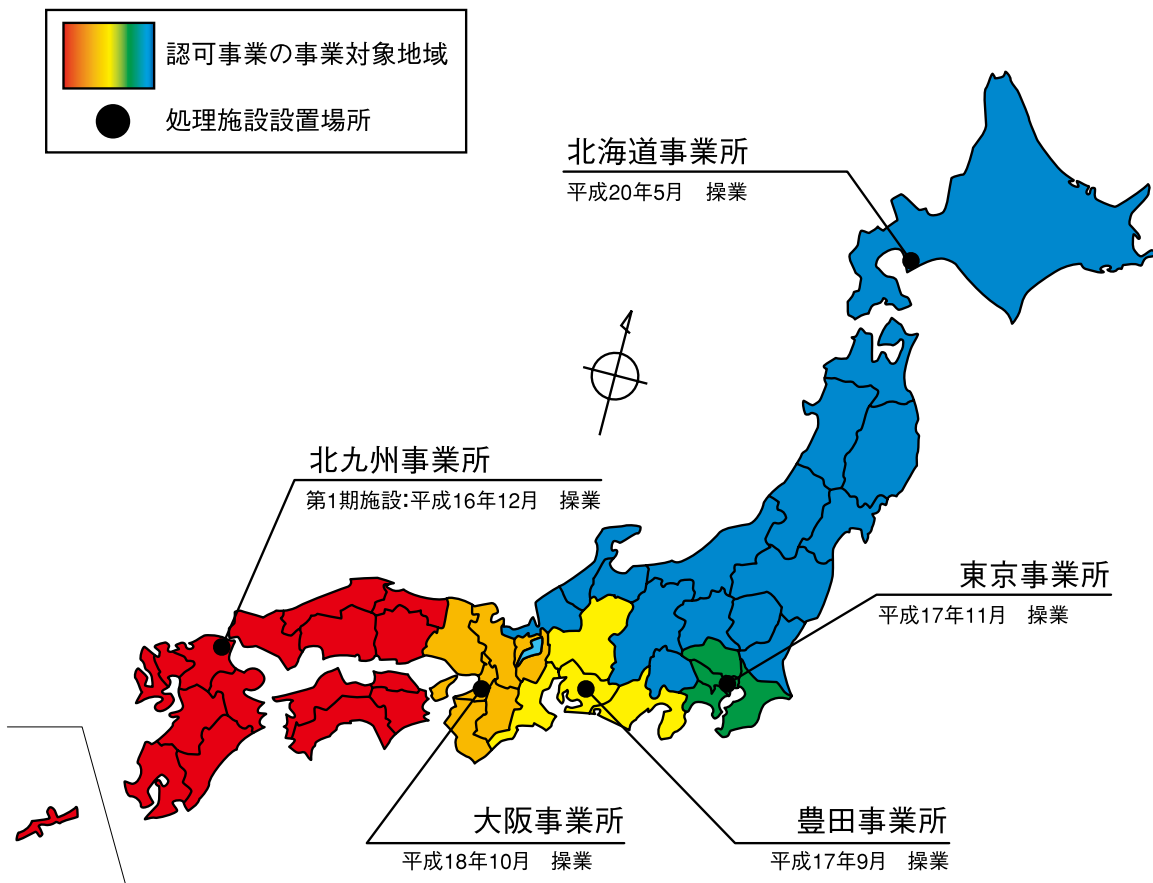
主な措置内容

- ・立ち入り禁止措置、撤去物散逸防止措置を行い、除去
- ・除去物は、保管容器に収納
- ・保管物は、建物所有者へ引き渡し、廃棄物処理法等に基づき届出保管

問合せ先：日本シーリング材工業会 TEL：03-3255-2841

URL：<http://www.sealant.gr.jp/>

PCB廃棄物処理施設（日本環境安全事業(株)）

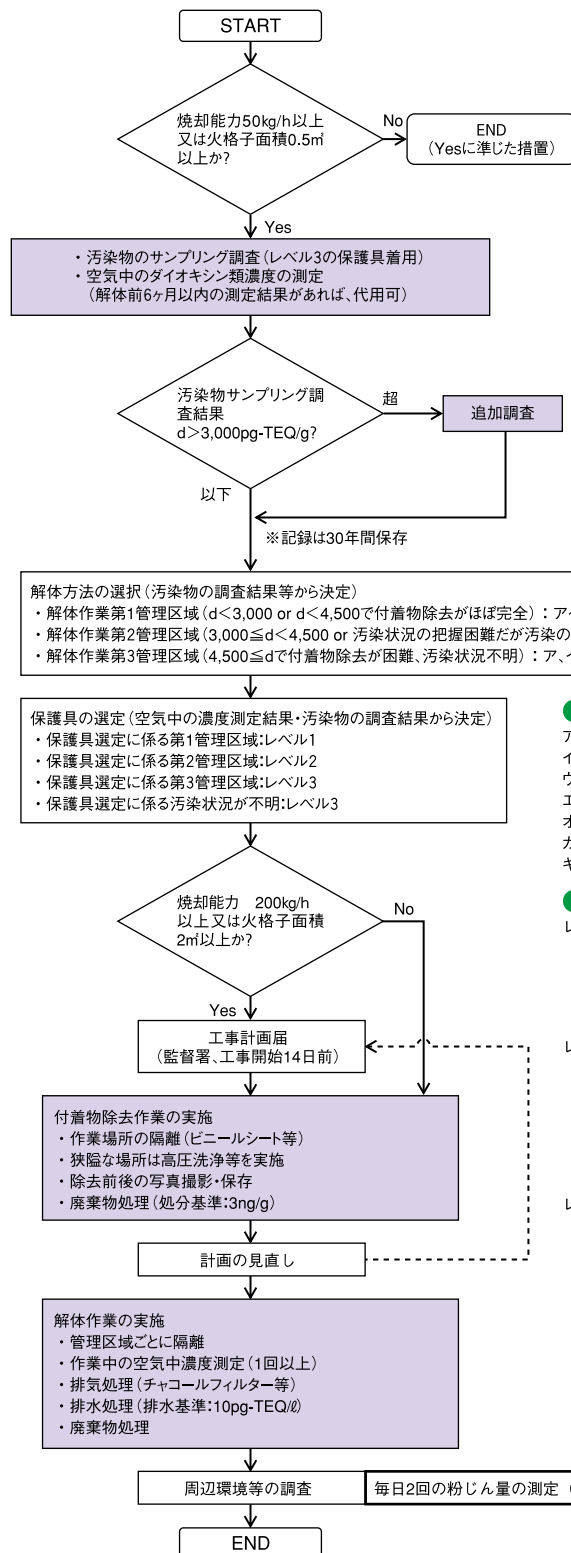


ダイオキシン類（廃棄物焼却施設解体）

廃棄物焼却施設の解体工事

- 労働安全衛生規則により、廃棄物焼却施設の解体作業について、ダイオキシン類による曝露防止措置が必要となっています。（平成13年6月1日施行）
- 廃棄物焼却施設は、ダイオキシン類に汚染されている恐れがありますので、解体に際しては、以下の手順で行って下さい。

調査・対策フロー



網掛け作業において講ずべき措置

- ① 特別教育の実施
- ② 作業指揮者の選任
- ③ 発散源の湿潤化
- ④ 健康管理
- ⑤ 保護具の着用(クリーンルーム、洗浄設備の設置)
- ⑥ 飲食・喫煙の禁止

解体方法

- ア 手作業による解体 : 手持ち電動工具
イ 油圧式圧砕、せん断 : 圧砕機、鉄骨切断機
ウ 機械的研削 : カッタ、ワイヤソー、コアドリル
エ 機械的衝撃 : ハンドブレーカ、削孔機、大型ブレーカ
オ 膨張圧力、孔の拡大 : 静的破砕剤、油圧孔拡大機
カ その他 : ウォータージェット等
キ 溶断 : ガス切断機

保護具

- レベル1
・ 防塵マスク
・ 作業着、保護手袋
・ 安全靴
・ ヘルメット
その他適宜
- レベル2
・ 防塵防毒併用タイプ又は防塵機能を有する防毒マスク
・ 密閉型防護服(耐水性)
・ 化学防護手袋
・ 安全靴又は保護靴
・ 長袖作業着、長ズボン、ソックス、手袋
・ ヘルメット
その他適宜
- レベル3
・ プレッシャデマンド形エアラインマスク又はプレッシャデマンド形空気呼吸器
・ 密閉型防護服(耐水性)
・ 化学防護手袋
・ 化学防護長靴
・ 長袖作業着、長ズボン、ソックス、手袋
・ ヘルメット
その他適宜



廃棄物焼却炉



銘板

確認方法

廃棄物焼却炉

適用される法令と主な規制内容

ダイオキシン類対策特別措置法・廃棄物処理法・労働安全衛生法
規制対象： 焼却能力50kg/時又は火床面積0.5㎡以上の廃棄物焼却炉解体工事

焼却能力200kg/時又は火格子面積2㎡以上の解体工事では労働安全衛生法により事計画届が必要
都道府県等により上乘規制あり

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査および事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈事前調査時〉汚染付着物のダイオキシン類分析（ダイオキシン類濃度に応じて、解体方法・保護具等が決まる）

〈解体時〉ビニールシートによる隔離養生、負圧除じん、保護具着用の措置

汚染付着物を除去した後、解体

〈処理時〉汚染付着物等の処理

3ng-TEQ/g超：特別管理産業廃棄物「ダイオキシン類」として処分

3ng-TEQ/g以下：産業廃棄物（燃がら、ばいじん、汚泥等）として処分

(ng：10億分の1g)

鉛・カドミウム（鉛蓄電池・ニカド電池）



鉛蓄電池



ニカド電池

確認方法

電池の種類

- ・鉛蓄電池（小形シール鉛蓄電池含む）
- ・小形二次電池：ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
- ・その他電池：アルカリ蓄電池、乾電池など

使用設備

- ・非常用電源：鉛蓄電池、アルカリ蓄電池
- ・非常灯、誘導灯：ニカド電池

適用される法令と主な規制内容

資源有効利用促進法により小形シール鉛蓄電池および小形二次電池の回収

- ・リサイクルがメーカーに義務付け。
- ・小形シール鉛蓄電池については製造元の蓄電池メーカー又は機器メーカーに問い合わせ。
- ・小形二次電池については一般社団法人JBRCに問い合わせ。

(TEL:03-6403-5673 URL: <http://www.jbrc.com/>)

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他の調査および事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈処理時〉廃棄物は産業廃棄物として処理（硫酸を含むものは特別管理産業廃棄物）

- ・鉛蓄電池（小形シール鉛蓄電池含む）およびその他電池については製造元の蓄電池メーカー、又不明の場合には、機器製造メーカーに問い合わせ。

- ・小形二次電池については、一般社団法人JBRC〔産業廃棄物広域認定取得（認定番号第39号）〕に問い合わせ。

フロン（冷凍機・空調機）家庭用エアコンを含む



銘板



ターボ冷凍機

確認方法

特定フロン（オゾン層の破壊大・温室効果大）：
CFC11、12、113、114（1995年製造中止）

特定フロン（オゾン層の破壊小・温室効果大）：
HCFC22、123等（2020年製造中止予定）

代替フロン（オゾン層の破壊無・温室効果大）：
HFC134a、152a、143a、32等（自主的削減取組中）

適用される法令と主な規制内容

フロン類、家電リサイクル法、高圧ガス保安法（参考法令：オゾン層保護法、地球温暖化対策法）

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査および事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

業務用冷凍空調機器：フロン類法により、次のことが義務付け

- ①元請業者は、解体等工事の際には、業務用冷凍空調機器設置の有無を事前確認し、発注者に書面で説明
- ②機器所有者は、都道府県知事登録フロン類回収業者に回収を直接委託、又は解体工事の元請業者等に回収委託を依頼
- ③②の委託の際、行程管理票の交付

家庭用エアコン：家電リサイクル法により室内機・室外機一体としてメーカーが引き取り処理
※現場で解体及びフロン抜き取りは行わないこと（場合も含む）

※フロンは、オゾン層破壊物質であると同時に、高い地球温暖化係数をもった温室効果ガスである
<各温暖化ガスの地球温暖化係数>

CO₂ : 1
CFC11 : 4,000
SF₆ : 23,900

（高圧機器等）に使用されている六フッ化硫黄）

ハロン（消火設備）



消火設備

確認方法

現在製造中止（17,000トン使用中）
消火設備全般を確認必要

適用される法令と主な規制内容

高圧ガス保安法、消防法（参考法令：オゾン層保護法、地球温暖化対策法）

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査および事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

- ・消火設備の制御盤、操作箱に記載の消火設備設置業者に回収依頼
- ・回収・運搬は、ハロンバンクに登録された業者に委託
- ・新設・補充用に再利用

問合せ先：特定非営利活動法人 消防環境ネットワーク
（TEL：03-5404-2180 URL：http://www.sknetwork.or.jp）

水銀（蛍光管・水銀灯）



蛍光管



水銀灯

確認方法

蛍光ランプ（低圧放電ランプ）
水銀ランプ（高圧放電ランプ）

主な措置内容

封入されている水銀を流出させないため破損しない様に取り外し、運搬、処分

運搬：「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「金属くず」の運搬許可業者

処分：ガラス・金属くずの処分業許可を有する中間処理施設での処分又は蛍光管専門の中間処理施設での処分

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査および事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

臭化リチウム（吸収式冷凍機）



吸収式冷凍機

確認方法

吸収式冷凍機に使用されている

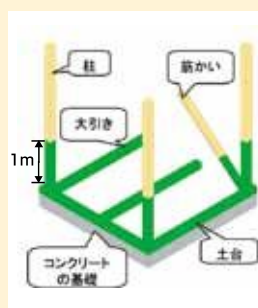
主な措置内容

産業廃棄物「廃アルカリ」の処分業許可を有する処理施設にて処分

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査および事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

クロム、銅、砒素化合物（CCA処理木材）

■土台・大引き等で使用されている（緑部分）



土台・表面塗布
土台
土台・表面塗布
土台・無色塗布
土台・クレオソート

CCA等の処理木材の例

確認方法

土台・大引き等に使用されている（土台から上1mの範囲）

地域によっては、他にも使用
（1960年代後半～1990年代まで使用）

主な措置内容

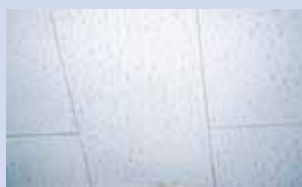
- ・ CCA 注入部分と、それ以外を分離・分別する
- ・ CCA 注入部分については廃棄物処理法に基づき焼却又は管理型最終処分場で埋立てる。それ以外は再資源化
- ・ 分離、分別が困難な場合は廃棄物処理法に基づき全て焼却又は管理型最終処分場で埋立てる。

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

砒素・カドミウム(砒素・カドミウム含有石膏ボード)



砒素・カドミ含有石膏ボード



化粧石膏ボード



注：上記の許可番号の277057の他、277058も該当する。



注：上記の許可番号の265024の他、265023も該当する。

確認方法

主に東北地方を中心に東日本で使用された。ボード裏面の左下図表示を確認

砒素含有石膏ボード

小名浜吉野石膏ボードいわき工場：

1973～1997年4月製造のもの

ボード裏面表示：吉野石膏OY

ロット番号03 73 241050C

(3月)(1973年)

カドミウム含有石膏ボード

日東石膏ボード八戸工場：1992～1997年製造のもの

適用される法令と主な規制内容

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

廃棄物処理法：管理型最終処分場に埋立て

主な措置内容

〈解体時〉分別解体

〈処理時〉メーカー引取りまたは、管理型最終処分場に埋立処分

建築用断熱材等



木毛セメント板（打ち込み）

確認方法

建設図書又は目視等で確認

適用される法令と主な規制内容

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物の調査および事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈事前措置〉特定建設資材に付着物がある場合、工事着手前に付着物を除去

フロン含有の発泡ウレタン、発泡ポリスチレンなどではできるだけ大きく剥ぎ取り、極力焼却処分



発泡ウレタン断熱材（吹付け）



発泡ポリスチレン（打ち込み）

残存物品



特定家庭用機器
(家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)



その他 (PC)



その他 (タンス等)

確認方法

什器、備品、家具等

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 (家電リサイクル法の特定家庭用機器)

パソコン等の建物に固定されていない残存物品

適用される法令と主な規制内容

建設リサイクル法: 「分別解体等の計画等」その他の調査および事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈事前措置〉 残存物品が有る場合、発注者に撤去を要請し、着手前に撤去を確認する。

〈処 理 時〉 ・ 家庭から生じる残存物品は一般廃棄物、事業所から生じる残存物品は一般廃棄物 (木造家具等) と産業廃棄物 (金属製家具等) に分けて処分する。
・ 特定家庭用機器は、家電リサイクル法により、メーカーが引き取り、リサイクルする。

問合せ先: (一財) 家電製品協会

(TEL: 0120-319-640 <http://www.aeha.or.jp/>)

業務用エアコン、業務用冷凍空調機器等が住宅にとりつけられている場合の処理方法については、P15を参照

パソコンは資源有効利用促進法によりメーカーが引き取りリサイクル

問合せ先: (一社) パソコン3R推進協会
(TEL: 03-5282-7685 <http://pc3r.jp/>)

お問い合わせ先

お問い合わせ	TEL	ホームページアドレス
(一社) JATI協会	03-5765-2381	http://www.jati.or.jp
せんい強化セメント板協会	03-5445-4829	http://www.sk-kyoukai.org/
(一社) 日本照明工業会 (PCB含有蛍光灯安定器)	03-6803-0501	http://www.jlma.or.jp
日本環境安全事業 (株)	03-5765-1917	http://www.jesconet.co.jp/
(一社) 日本電機工業会 (PCB含有トランス・コンデンサ)	03-3556-5885	http://www.jema-net.or.jp
特定非営利活動法人 消防環境ネットワーク (ハロン)	03-5404-2180	http://www.sknetwork.or.jp/
(一財) 家電製品協会 (家電リサイクル)	0120-319-640	http://www.aeha.or.jp/
(一社) 電池工業会	03-3434-0261	http://www.baj.or.jp
(一社) JBRC (小型充電式電池)	03-6403-5673	http://www.jbrc.com
日本シーリング材工業会	03-3255-2841	http://www.sealant.gr.jp/
(一社) 石膏ボード工業会	03-3591-6774	http://www.gypsumboard-a.or.jp
小名浜吉野石膏 (株) (石膏ボード内の砒素について)	0246-43-2200	http://yoshino-gypsum.com/
日東石膏ボード (株) (石膏ボード内のカドミウムについて)	0178-43-7191	http://www.nitto-gypsum.com/
(一社) パソコン3R推進協会 (パソコンリサイクル)	03-5282-7685	http://pc3r.jp/

MEMO

他法令（建設業法、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法）に係る所管部局

※平成28年3月31日現在

	建設業法	廃棄物処理法	大気汚染防止法	労働安全衛生法 (労働局)
	行政機関名	行政機関名	行政機関名	行政機関名
	電 話 番 号	電 話 番 号	電 話 番 号	電 話 番 号
滋賀県	土木交通部 監理課	琵琶湖環境部 循環社会推進課	琵琶湖環境部 環境政策課	滋賀労働局 労働基準部 健康安全課
	077-528-4114	077-528-3471	077-528-3357	077-522-6650
京都府	建設交通部 指導検査課	環境部 循環型社会推進課	環境部 環境管理課	京都労働局 労働基準部 健康安全課
	075-414-5222	075-414-4714	075-414-4709	075-241-3216
大阪府	住宅まちづくり部 建築振興課	環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課	大阪労働局 労働基準部 労働衛生課
	06-6941-0351	06-6941-0351	06-6941-0351	06-6949-6500
兵庫県	県土整備部 県土企画局 総務課建設業室	農政環境部 環境管理局 環境整備課	農政環境部 環境管理局 水大気課	兵庫労働局 労働基準部 健康課
	078-362-9249	078-362-3281	078-362-3285	078-367-9153
奈良県	県土マネジメント部 建設業指導室	くらし創造部 景観・環境局 廃棄物対策課	くらし創造部 景観・環境局 環境政策課	奈良労働局 労働基準部 健康安全課
	0742-27-5429	0742-27-8747	0742-27-8734	0742-32-0205
和歌山県	県土整備部 県土整備政策局 技術調査課	環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課	環境生活部 環境政策局 環境管理課	和歌山労働局 労働基準部 健康安全課
	073-441-3064	073-441-2692	073-441-2683	073-488-1151

届出先・問い合わせ先一覧

(対象建設工事の地域を所管する建設リサイクル法担当窓口にお問い合わせください) ※平成28年3月31日 現在

行政機関		電話番号	行政機関		電話番号
滋 賀 県	土木交通部建築課建築指導室	077-528-4258	岸 和 田 市	まちづくり推進部建設指導課	072-423-2121
	甲賀土木事務所管理調整課	0748-63-6163	箕 面 市	みどりまちづくり部審査指導課建築指導室	072-723-2121
	湖東土木事務所管理調整課	0749-27-2250	門 真 市	まちづくり部建築指導課	06-6902-1231
	高島土木事務所管理調整課	0740-22-6046	池 田 市	都市建設部審査課	072-752-1111
大 津 市	都市計画部建築指導課	077-528-2774	和 泉 市	都市デザイン部建築・開発指導室	0725-99-8141
彦 根 市	都市建設部建築指導課	0749-30-6125	羽 曳 野 市	都市開発部建築指導課	072-958-1111
長 浜 市	都市建設部開発建築指導課	0749-65-6543	兵庫県庁窓口 (届出受付はなし)	県土整備部住宅建築局建築指導課	078-362-3608
近江八幡市	都市産業部住宅課	0748-36-5544	兵 庫 県	阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課	0797-83-3192
草 津 市	都市計画部建築課	077-561-2378		東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課	079-421-9227
守 山 市	都市経済部建築課	077-582-1139		北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課	0795-42-9409
東 近 江 市	都市整備部建築指導課	0748-24-5656		中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1・2課	079-281-9567
	建設交通部建築指導課（建築物）	075-414-5346		但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課・2課	0796-26-3757
京 都 府	建設交通部指導検査課（土木関係）	075-414-5219		丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課	0795-73-3862
	乙訓土木事務所建築住宅室（建築物）	075-931-2478		淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課	0799-26-3247
	乙訓土木事務所管理室（土木関係）	075-931-2157	神 戸 市	住宅都市局建築技術部技術管理課	078-322-5628
	山城北土木事務所建築住宅室（建築物）	0774-62-2246	尼 崎 市	都市整備局都市計画部建築安全担当	06-6489-6647
	山城北土木事務所管理室（土木関係）	0774-62-0325	姫 路 市	都市局まちづくり推進部建築指導課	079-221-2549
	山城南土木事務所建築住宅室（すべてのもの）	0774-72-9521	明 石 市	都市整備部建築室開発審査課	078-918-5087
	南丹土木事務所建築住宅室（建築物）	0771-62-0364	西 宮 市	都市局建築・開発指導部建築調整課	0798-35-3038
	南丹土木事務所管理室（土木関係）	0771-62-0320	芦 屋 市	都市建設部建築指導課	0797-38-2114
	中丹東土木事務所建築住宅室（建築物）	0773-42-8785	伊 丹 市	都市活力部都市整備室建築指導課	072-784-8065
	中丹東土木事務所管理室（土木関係）	0773-42-8764	加 古 川 市	都市計画部建築指導課	079-427-9260
	中丹西土木事務所建築住宅室（建築物）	0773-22-5144	宝 塚 市	都市整備部都市整備室宅地建物審査課	0797-77-2194
	中丹西土木事務所管理室（土木関係）	0773-22-5116	高 砂 市	まちづくり部まちづくり推進室建築指導課	079-443-9035
	丹後土木事務所建築住宅室（建築物）	0772-22-2703	川 西 市	都市整備部まちづくり指導室建築指導課	072-740-1205
	丹後土木事務所管理室（土木関係）	0772-22-3245	三 田 市	都市整備部都市政策局審査指導課	079-559-5115
京 都 市	都市計画局建築指導部建築安全推進課	075-222-3613	奈 良 県	県土マネジメント部技術管理課	0742-27-7613
宇 治 市	都市整備部建築指導課	0774-20-8794		郡山土木事務所建築課	0743-51-0201
大 阪 府 (以下の17を除く)	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課	06-6941-0351		高田土木事務所建築課	0745-52-6144
大 阪 市	都市計画局建築指導部建築確認課	06-6208-9291		中和土木事務所建築課	0744-48-3079
	ただし、認定道路に関する届出先は、建設局管理部工務課	06-6615-6648		吉野土木事務所庶務課	0746-32-4051
豊 中 市	都市計画推進部監察課	06-6858-2429	奈 良 市	都市整備部建築指導課	0742-34-4750
堺 市	建築都市局開発調整部建築安全課 (建築物の解体、新築等工事、その他土木工事)	072-228-7936	橿 原 市	まちづくり部建築指導課	0744-22-4001
	建設局土木部土木監理課（道路、河川等で行う土木工事）	072-228-7416	生 駒 市	都市整備部建築課	0743-74-1111
東 大 阪 市	建設局建築部建築指導室建築審査課	06-4309-3240	和 歌 山 県 (和歌山市を除く)	県土整備部都市住宅局建築住宅課（海南市・海草郡の建築物）	073-441-3184
吹 田 市	都市整備部開発審査室建築許可担当	06-6384-1972		海草振興局建設部総務調整課（海南市・海草郡の土木関係）	073-423-3281
高 槻 市	都市創造部審査指導課	072-674-7569		那賀振興局建設部総務調整課	0736-61-0121
守 口 市	都市整備部建築指導課	06-6992-1736		伊都振興局建設部総務調整課	0736-33-4922
枚 方 市	都市整備部開発指導室建築安全課 (建築物の解体、新築、増築、修繕、模様替え等工事)	072-841-1221		有田振興局建設部総務調整課	0737-64-1299
	土木部道路管理課			日高振興局建設部総務調整課	0738-24-2945
	(建築以外の解体または新築等工事)			西牟婁振興局建設部建築課（建築物）	0739-26-7922
八 尾 市	建築都市部審査指導課建築指導室	072-924-3878	西牟婁振興局建設部総務調整課（土木関係）	0739-26-7921	
	まち政策部まちづくり指導課	072-824-1181	東牟婁振興局建設部総務調整課（土木関係）	0739-26-7921	
	都市整備部審査指導課	072-620-1661	東牟婁振興局中本建設部総務管理課	0735-62-0755	
	ただし、認定道路に関する届出先は、建設部建設管理課	072-620-1650	東牟婁振興局新宮建設部総務調整課	0735-21-9624	
寝 屋 川 市	都市整備部審査指導課	072-620-1650	和 歌 山 市	市民環境局環境部産業廃棄物課	073-435-1221
茨 木 市	都市整備部審査指導課	072-620-1650			